

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

#### 京都市教育委員会規則第16号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「昇格」の右に「（教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更すること（給料表を異にする上位の職務の級への変更であつて、別に定める場合を含む。）をいう。以下同じ。）」を、「特2級の給料月額」の右に「（別に定める場合にあつては、昇格した日にその者が受ける給料表の特2級における別に定める号給の給料月額）」を加え、同条第4項中「特2級の給料月額」の右に「（別に定める場合にあつては、昇格した日にその者が受ける給料表の特2級における別に定める号給の給料月額）」を加える。

第11条の見出し中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条中「再任用教職員（教職員条例第4条第6項に規定する再任用教職員）」を「定年前再任用短時間勤務教職員（教職員条例第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教職員）」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第12条第2号中「再任用短時間勤務教職員（教職員条例第2条第1項に規定する再任用短時間勤務教職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第13条第1項中「（教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）」を削る。

第16条の見出し中「降格」を「降格等」に改め、同条中「をいう。以下同じ。）させる場合」を「（給料表を異にする下位の職務の級への変更であつて、別に定める場合を含む。）をいう。以下同じ。）させ、又は降任させる場合」に改める。

第21条第3項第1号中「又は教職員条例」を「又は同条例」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第29条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再

任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第39条ただし書中「再任短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第46条第1項第1号中「教職員」の右に「(次項において「1種教職員」という。))」を、「8,000円」の右に「(定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、7,000円)」を加え、同項第2号中「教職員」の右に「(次項において「2種等教職員」という。))」を、「6,000円」の右に「(定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、5,000円)」を加え、同項第3号中「教職員」の右に「(次項において「4種教職員」という。))」を、「4,000円」の右に「(定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、3,000円)」を加え、同条第2項中「ついで、前項第1号中「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同項第2号中「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同項第3号中「4,000円」とあるのは「2,000円)」を「係る前項に規定する額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 1種教職員 4,000円 (定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、3,500円)
- (2) 2種等教職員 3,000円 (定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、2,500円)
- (3) 4種教職員 2,000円 (定年前再任用短時間勤務教職員にあつては、1,500円)

第49条本文中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第54条第1項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第1号中「で教職員条例」を「で同条例」に、「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同項第2号中「で教職員条例」を「で同条例」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第59条中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第60条第2項第1号中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第4項中「及び教職員条例」を「及び同条例」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の3項を加える。

- 4 教職員条例附則第8項の規定の適用を受ける教職員（以下「7割措置適用教職員」という。）に対する第2条第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「その者の受ける3級」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例附則第8項の規定の適用がないものとした場合におけるその者の受ける3級」とし、「同日において受けるべき特2級」とあるのは「同項の規定の適用がないものとした場合における同日において受けるべき特2級」とする。
- 5 7割措置適用教職員に対する第22条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「調整基本額（）」とあるのは、「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとし、）」とする。
- 6 7割措置適用教職員に対する第46条第1項、第2項及び第4項、第49条並びに第54条第1項各号列記以外の部分及び第3項各号の規定の適用については、当分の間、これらの規定（第46条第4項を除く。）中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同項中「相当する額」とあるのは「相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1備考2中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

別表第5号給の欄を次のように改める。

号	給
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	

37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56

別表第13から別表第15までの規定中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第2条 京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4 3 22歳の項中「31」を「27」に改め、同表3 20歳の項中「23」を「19」に改め、同表3 18歳の項中「15」を「11」に改める。

別表第6 3を次のように改める。

3 教職員条例別表第3の給料表の適用を受ける教職員

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	2	1	6
15	1	3	1	7
16	1	4	1	8
17	1	5	1	9
18	1	6	2	10
19	1	7	3	11
20	1	8	4	12
21	1	9	5	13
22	1	10	6	14
23	1	11	7	15
24	1	12	8	16
25	1	13	9	17
26	1	14	10	18

27	1	15	11	19
28	1	16	12	20
29	1	17	13	21
30	2	18	14	22
31	3	19	15	23
32	4	20	16	24
33	5	21	17	25
34	6	22	18	26
35	7	23	19	27
36	8	24	20	28
37	9	25	21	29
38	10	26	22	30
39	11	27	23	31
40	12	28	24	32
41	13	29	25	33
42	14	30	26	34
43	15	31	27	35
44	16	32	28	36
45	17	33	29	37
46	18	34	30	38
47	19	35	31	39
48	20	36	32	40
49	21	37	33	41
50	22	38	34	42
51	23	39	35	43
52	24	40	36	44
53	25	41	37	45
54	26	42	37	45

55	27	43	38	46
56	28	44	38	46
57	29	45	39	47
58	30	46	39	47
59	31	47	40	48
60	32	48	40	48
61	33	49	41	49
62	34	50	41	49
63	35	51	42	50
64	36	52	42	50
65	37	53	43	51
66	38	53	43	51
67	39	54	44	52
68	40	54	44	52
69	41	55	45	53
70	42	55	45	53
71	43	56	46	53
72	44	56	46	54
73	45	57	47	54
74	46	58	47	54
75	47	59	48	55
76	48	60	48	55
77	49	61	49	55
78	50	61	49	56
79	51	62	50	56
80	52	62	50	56
81	53	63	51	57
82	54	63	51	57



83	55	64	52	57
84	56	64	52	58
85	57	65	53	58
86	58	65	53	58
87	59	66	54	59
88	60	66	54	59
89	61	67	55	59
90	61	67	55	60
91	62	68	56	60
92	62	68	56	60
93	63	69	57	61
94		70	58	61
95		71	59	62
96		72	60	62
97		73	61	63
98		74	61	63
99		75	62	64
100		76	62	64
101		77	63	65
102		77	63	65
103		78	64	66
104		78	64	66
105		79	65	67
106		79	66	67
107		80	67	68
108		80	68	68
109		81	69	69
110		82	70	70

111		83	71	71
112		84	72	72
113		85	73	73
114		85	73	74
115		86	74	75
116		86	74	76
117		87	75	77
118		87	75	
119		88	76	
120		88	76	
121		89	77	
122		89	78	
123		90	79	
124		90	80	
125		91	80	
126		91	80	
127		92	80	
128		92	81	
129		93	81	
130		93	81	
131		94	81	
132		94	82	
133		94	82	
134		94	82	
135		95	82	
136		95	83	
137		95	83	
138		95	83	

139		96	83	
140		96	84	
141		96	84	
142		96	85	
143		97	86	
144		97	86	
145		97	86	
146		97		
147		98		
148		98		
149		98		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から実施する。

(暫定再任用教職員に関する経過措置)

- 2 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第42号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項に規定する暫定再任用教職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）とみなして、第1条の規定による改正後の京都市教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第11条、第41条、第46条、第59条及び別表第1の規定を適用する。
- 3 一部改正条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

(その他の経過措置)

- 4 前2項に定めるもののほか、一部改正条例附則第14項に規定する別に定めることとされている事項並びに同条例及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)